

長崎市、西海市、長与町及び時津町において、事業所の設置・整備を行い労働者の雇い入れを計画中の事業主の皆様へ

長崎市、西海市、長与町、時津町における「地域雇用開発助成金」の計画受付を令和5年9月末で終了します。

長崎市、西海市、長与町及び時津町においては、**令和5年9月30日をもって雇用開発促進地域の指定期間が終了**するため、10月以降は新たな地域雇用開発助成金計画書の受付はできないこととなります。

ただし、**過疎等雇用改善地域など他の地域区分や地域活性化雇用創造プロジェクトなどの特例措置**に該当する場合は、令和5年10月以降も地域雇用開発助成金の利用が可能です。

※他の地域区分や特例措置にも期限があります。

長崎市、西海市、長与町及び時津町において、事業所の設置・整備を計画されている事業主の方は、**令和5年9月29日（金）までに「地域雇用開発助成金計画書」**を長崎労働局職業安定部職業対策課（または管轄のハローワーク）へ提出いただきますようお願いいたします。

「地域雇用開発助成金」とは

地域雇用開発促進法第2条による雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備（増設、機械・車両など動産の購入）や創業を行い、その地域に居住する求職者をハローワークの紹介などにより雇い入れた場合に助成金を支給する制度です。事業所の設置・整備を行う前に「計画書」を提出する等、一定の支給要件があります。

※助成金の対象となる地域区分や特例措置等、当該助成金制度の詳しい内容は長崎労働局職業安定部職業対策課地域雇用開発助成金担当（TEL：095-801-0042）までお問い合わせください。

